

報第 3 号

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令について

教育長に対する権限の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、岐阜県教育委員会公文書規程の改正について、次のとおり専決したので報告し、承認を求める。

令和3年4月22日提出

岐阜県教育委員会

教育長 堀 貴雄

<教育長に対する権限の委任等に関する規則>

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

第二条及び第三条 略

第四条 教育長は、緊急の場合には、第一条第一項各号に規定する事務を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により処理したときは、次回の教育委員会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

第五条 略

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令の概要

1 改正の内容

行政手続のオンライン化に向けた取り組みとして、公印の押印を省略することができる文書を拡大するもの（第24条）

2 施行日

令和3年4月1日

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 堀 貴雄

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会公文書規程（昭和四十四年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「公印」を「公印」に改め、「の各号」を削り、同項第三号中「第七条第一項第四号、第五号及び第六号」を「第七条第四号から第六号まで」に改め、同項第四号中「軽易な事業」を「回答、通知（事実を通知するものに限る。）その他軽易な事案」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 所定の様式（県の機関が定めるものを除く。）による一般文書であつて、押印することとされていないもの

第二十四条第一項に次の一号を加える。

六 前三号に掲げるもののほか、法令の規定により押印することとされている文書以外の一般文書であつて、当該一般文書が真正であることについて、名宛人その他の関係者がその文面、施行の状況等により疑いがないと確認できるもの

第二十四条第二項中「及び第四号の」を「から第六号までに掲げる」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会公文書規程（昭和四十四年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）新旧対照表

（新）

目次 略

第一章 略

第二章 本庁における文書の取扱い

第一節及び第二節 略

第三節 文書の施行

第二十一条から第二十三条まで 略

（公印等の押印）

第二十四条 浄書文書には、公印を押さなければならない。ただし、次に掲げるものは、これを省略することができる。

一及び二 略

三 一般文書（第七条第四号から第六号まで）に規定する文書をいう。

以下同じ。）のうち県の機関に対する文書

四 所定の様式（県の機関が定めるものを除く。）による一般文書であつて、押印することとされていないもの

五 回答、通知（事実を通知するものに限る。）その他軽易な事案に関する一般文書

六 前三号に掲げるもののほか、法令の規定により押印することとされている文書以外の一般文書であつて、当該一般文書が真正であることについて、名宛人その他の関係者がその文面、施行の状況等により疑いがないと確認できるもの

2 前項第三号から第六号までに掲げる一般文書については、起案の際に当該起案用紙の「公印」欄の「要・不要」の文字を○で囲むことによつて、回議者の承認を得なければならない。

3 略

（旧）

目次 略

第一章 略

第二章 本庁における文書の取扱い

第一節及び第二節 略

第三節 文書の施行

第二十一条から第二十三条まで 略

（公印等の押印）

第二十四条 浄書文書には、公印を押さなければならない。ただし、次の各号に掲げるものは、これを省略することができる。

一及び二 略

三 一般文書（第七条第一項第四号、第五号及び第六号に規定する文書をいう。以下同じ。）のうち県の機関に対する文書

四 軽易な事業に関する一般文書

2 前項第三号及び第四号の一般文書については、起案の際に当該起案用紙の「公印」欄の「要・不要」の文字を○で囲むことによつて、回議者の承認を得なければならない。

3 略

第二十四条の二から第二十七条まで 略

第四節及び第五節 略

第三章及び第四章 略

附則 略

別表 略

別記第一号様式から別記第七号様式まで 略

第二十四条の二から第二十七条まで 略

第四節及び第五節 略

第三章及び第四章 略

附則 略

別表 略

別記第一号様式から別記第七号様式まで 略